

新規上場のための有価証券報告書

(I の部)

上場申請会社

ムミノバホールディングス株式会社

提出会社

アイフル株式会社

目次

表紙	頁
第一部【組織再編成に関する情報】	1
第1【組織再編成の概要】	1
1【組織再編成の目的等】	1
2【組織再編成の当事会社の概要】	4
3【組織再編成に係る契約等】	5
4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】	15
5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】	15
6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】	16
7【組織再編成に関する手続】	17
第2【統合財務情報】	18
第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】	20
第二部【企業情報】	21
第1【企業の概況】	21
1【主要な経営指標等の推移】	21
2【沿革】	21
3【事業の内容】	22
4【関係会社の状況】	23
5【従業員の状況】	23
第2【事業の状況】	26
1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	26
2【サステナビリティに関する考え方及び取組】	26
3【事業等のリスク】	26
4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	32
5【重要な契約等】	32
6【研究開発活動】	32
第3【設備の状況】	33
1【設備投資等の概要】	33
2【主要な設備の状況】	33
3【設備の新設、除却等の計画】	33
第4【上場申請会社の状況】	34
1【株式等の状況】	34
2【自己株式の取得等の状況】	37
3【配当政策】	38
4【コーポレート・ガバナンスの状況等】	38
第5【経理の状況】	53
第6【上場申請会社の株式事務の概要】	53
第7【上場申請会社の参考情報】	54
1【上場申請会社の親会社等の情報】	54
2【その他の参考情報】	54
第三部【上場申請会社の保証会社等の情報】	56

第四部【特別情報】	57
第1【最近の財務諸表】	57
1【貸借対照表】	57
2【損益計算書】	57
3【株主資本等変動計算書】	57
4【キャッシュ・フロー計算書】	57
第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表】	57

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）

上場申請会社であるムミノバホールディングス株式会社（以下、「当社」又は「上場申請会社」といいます。）は、株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）により、2026年4月1日に設立登記の申請を行う予定であります。

（注）本報告書提出日の2026年3月2日において、当社は設立されておりませんが、本報告書は、設立予定日である2026年4月1日現在の状況について説明する事前提出書類でありますので、特に必要のある場合を除き、予定・見込みである旨の表現はしていません。

（上場申請会社）

【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸

【提出日】 2026年3月2日

【会社名】 ムミノバホールディングス株式会社

【英訳名】 Muninova Holdings Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福 田 光 秀

【本店の所在の場所】 京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

【電話番号】 下記のアイフル株式会社の連絡先をご参照願います。

【事務連絡者氏名】 同上

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

（新規上場のための有価証券報告書提出会社）

【会社名】 アイフル株式会社

【英訳名】 AIFUL CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福 田 光 秀

【本店の所在の場所】 京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

【電話番号】 075(201)2000(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部担当 三 石 潤

【最寄りの連絡場所】 京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

【電話番号】 075(201)2000(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部担当 三 石 潤

第一部【組織再編成に関する情報】

第1【組織再編成の概要】

1【組織再編成の目的等】

1. 単独株式移転による持株会社体制への移行の目的および理由

(1) 持株会社体制への移行の背景・目的

当社グループは、お客様の健全な消費活動や事業活動をサポートし、お客様ご自身が「For Colorful Life. (自分の色が輝く社会に)」を実現できるよう、グループ全体でサービス向上に取り組んでおります。

当社グループを取り巻くノンバンク業界においては、活況な資金ニーズを背景に、営業貸付金残高は引き続き増加傾向であります。その一方で、インフレによる金融費用・人件費の上昇など、従来のローン事業を中心としたビジネスモデル・利益構造の見直しが必要な状況にあります。

このような環境下において、当社グループは今後の競争力強化を目的に、主力4事業（個人向けローン・事業者向けローン・信用保証・個別信用購入あっせん）を中心に利益水準向上に取り組んでおります。今後、これらの事業から生み出した利益をもとに、M&Aを成長の原動力としたグループ利益水準の拡大及び事業多角化を推進し、ROE15%超、経常利益1,000億円の達成を目指しております。

こうした背景のもと、グループ統制機能の更なる強化を目的として、純粋持株会社体制へと移行することが望ましいと判断いたしました。持株会社がグループ横断的な視点で管理・監督を行うことで、現主力事業に偏重することなく、適正なバランスを有した新たなビジネスモデルを構築するとともに、グループ全体としてシナジーの最大化を目指してまいります。加えて、グループ各社においては、権限と責任を明確にし、自律的な経営を促進することで、グループ全体の競争力強化を図ってまいります。

上記の新体制のもと、持株会社がM&A戦略を主導して事業の多角化を図っていくことで、従来のノンバンクの事業領域にとどまらない企業への変革を一層推進してまいります。

(2) 持株会社体制への移行方法

アイフルを株式移転完全子会社とする単独株式移転により完全親会社となる持株会社を設立することで、持株会社体制に移行する予定です。これによりアイフルは上場廃止となりますが、アイフルの株主の皆様は新たに交付される持株会社の株式につきましては、東京証券取引所に新規上場（テクニカル上場）を申請し、引き続き同市場に上場することを予定しているため、実質的に株式の上場を維持する方針です。

2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

(1) 上場申請会社の企業集団の概要

①上場申請会社の概要

(1)商号	ムミノバホールディングス株式会社		
(2)本店所在地	京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1		
(3)代表者及び役員 就任予定者	取締役	福田 光秀	現 アイフル代表取締役社長
	取締役	福田 吉孝	現 アイフル代表取締役会長
	取締役	増井 啓司	現 アイフル代表取締役副社長
	取締役	佐藤 正之	現 アイフル取締役副会長
	取締役	神代 顕彰	現 アイフル取締役副社長
	社外取締役	北澤 綾子	現 アイフル社外取締役
	社外取締役(監査等委員)	志村 仁	現 アイフル社外取締役(監査等委員)
	取締役(監査等委員)	堤 貴也	現 アイフル取締役(監査等委員)
	社外取締役(監査等委員)	鈴木 治一	現 アイフル社外取締役(監査等委員)
	社外取締役(監査等委員)	前田 真一郎	現 アイフル社外取締役(監査等委員)
(4)主な事業内容	消費者金融事業やクレジットカード事業等を営むグループ会社の経営管理及びこれに附帯又は関連する業務		
(5)資本金	2,000百万円		
(6)決算期	3月31日		
(7)純資産(連結)	未定		
(8)総資産(連結)	未定		

②上場申請会社の企業集団の概要

当社設立後の、当社とアイフルの状況は以下のとおりです。

アイフルは、2025年6月24日に開催された定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2026年4月1日(予定)をもって、本株式移転により株式移転完全親会社たる当社を設立することにしております。

会社名	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主な事 業の内 容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員 の兼務関係		資本援助 関係	営業上の取 引関係	設備の賃貸 借関係
					当社役員 (名)	当社従業 員(名)			
(連結子会社) アイフル株式会社	京都府 京都市	94,028	貸金業	100.0	未定	未定	未定	未定	未定

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

- アイフルは、有価証券報告書を提出しております。
- アイフルは、特定子会社となる予定であります。
- 本株式移転に伴う当社設立日(2026年4月1日)をもって、アイフルは当社の株式移転完全子会社となり、2026年3月30日をもって、上場廃止となる予定です。

本件株式移転に伴う当社設立後、アイフルは当社の完全子会社となります。当社の完全子会社となるアイフルの最近事業年度末日(2025年3月31日)時点の関係会社の状況は、次のとおりです。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所 有割合(%)	関係内容
(連結子会社) ライフカード株式会社 (注) 5	横浜市 青葉区	100	クレジット事 業、信用保証事 業	100.00	・業務委託をしております。 ・役員の兼任…7名
A G ビジネスサポート株式会社 (注) 2	東京都 港区	110	ローン事業	100.00 (100.00)	・アイフルより資金援助を受けております。 ・債務保証をしております。
A G 債権回収株式会社	滋賀県 草津市	600	債権管理 回収事業	100.00	・アイフルより資金援助を受けております。
A G キャピタル株式会社 (注) 6	東京都 港区	10	ベンチャーキャ ピタル事業	100.00	・アイフルより資金援助を受けております。 ・役員の兼任…1名
A G ペイメントサービス株式会 社	東京都 目黒区	110	クレジット事業	100.00	・アイフルより資金援助を受けております。 ・役員の兼任…1名
A G メディカル株式会社 (注) 2	東京都 港区	110	ローン事業	100.00 (100.00)	・アイフルより資金援助を受けております。
AIRA & AIFUL Public Company Limited (注) 3	タイ王国 バンコク	2,500百万 タイバーツ	ローン事業	49.75	・アイフルより資金援助を受けております。 ・債務保証をしております。
株式会社F P C	広島県 福山市	263	少額短期保険業	100.00	・役員の兼任…1名
ビットキャッシュ株式会社	東京都 港区	450	電子マネー事業	100.00	・アイフルより資金援助を受けております。 ・役員の兼任…2名
(持分法適用関連会社) あんしん保証株式会社 (注) 2, 4	東京都 品川区	680	家賃債務 保証事業	39.07 (2.18)	・役員の兼任…2名

(注) 1 特定子会社に該当する会社はありません。

2 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

3 持分は、100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としております。

4 有価証券報告書を提出しております。

5 ライフカード株式会社については、営業収益(連結会社相互間の営業収益の内部取引を除く)の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等 ①営業収益 38,516百万円

②経常利益 682百万円

③当期純利益 772百万円

④純資産額 42,796百万円

⑤総資産額 228,409百万円

6. 債務超過会社であり、2025年3月末時点で債務超過額は以下のとおりであります。

A G キャピタル株式会社 236百万円

(2) 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

①資本関係

本株式移転により、アイフルは当社の完全子会社となる予定です。前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要

②上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

②役員の兼任関係

当社の取締役は、当社グループ各社の取締役及び監査役を兼任する予定です。前記「(1) 上場申請会社の企業

集団の概要 ②上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

③取引関係

当社の完全子会社となるアイフルと関係会社の取引関係は、前記「(1)上場申請会社の企業集団の概要 ②上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約等】

1. 株式移転計画の内容の概要

アイフルは、2025年6月24日開催の同社の定時株主総会による承認を前提として、2026年4月1日(予定)をもって、当社を株式移転設立完全親会社、アイフルを株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」という。)を2025年5月19日開催の同社の取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時におけるアイフルの株主名簿に記載または記録されたアイフルの株主に対し、その保有するアイフルの普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当て交付いたします。

本株式移転計画は、2025年6月24日開催のアイフルの定時株主総会において、承認可決されております。その他、本株式移転計画において、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています(詳細につきましては、後記「2. 本株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

2. 本株式移転計画の内容

本株式移転計画の内容は以下のとおりです。

株式移転計画書(写)

アイフル株式会社(以下「当社」という。)は、単独株式移転の方法により、当社を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社(以下「持株会社」という。)を設立するための株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うにあたり、次のとおり株式移転計画(以下「本計画」という。)を作成する。

第1条 持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項。

1. 持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数は次のとおりとする。

(1) 目的

持株会社の目的は、別紙「ムミノバホールディングス株式会社 定款」第2条に記載の通りとする。

(2) 商号

持株会社の商号は、「ムミノバホールディングス株式会社」とし、英文では「Muninova Holdings Inc.」と表示する。

(3) 本店の所在地

持株会社の本店の所在地は、京都市とし、本店の所在場所は、京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1とする。

(4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、1,136,280,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、持株会社の定款で定める事項は、別紙「ムミノバホールディングス株式会社 定款」記載のとおりとする。

第2条 持株会社の設立時取締役の氏名並びに設立時会計監査人の名称

1. 持株会社の設立時取締役(設立時監査等委員である設立時取締役を除く。)の氏名は次のとおりとする。

取締役 福田 光秀
取締役 福田 吉孝
取締役 増井 啓司
取締役 佐藤 正之
取締役 神代 顕彰
社外取締役 北澤 綾子

2. 持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

社外取締役 志村 仁
取締役 堤 貴也
社外取締役 鈴木 治一
社外取締役 前田 真一郎

3. 持株会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

第3条 本株式移転に際して交付する株式及びその割当て

1. 持株会社は、本株式移転に際して、本株式移転により持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の当社の株主名簿に記載または記録された当社の株主に対し、その保有する当社の株式に代わり、当社が基準時において発行している普通株式の総数と同数の持株会社の普通株式を交付する。
2. 前項の規定により交付される持株会社の株式の割当については、基準時における当社の株主に対し、その所有する当社の株式1に対し、持株会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第4条 持株会社の設立時における資本金及び準備金の額に関する事項

1. 資本金の額 2,000,000,000円
2. 資本準備金の額 500,000,000円
3. 利益準備金の額 0円

第5条 持株会社の成立の日

持株会社の成立の登記をすべき日（以下「持株会社の成立の日」という。）は、2026年4月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当社の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

第6条 本計画承認株主総会

当社は、2025年6月24日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当社の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

第7条 株式上場

持株会社は、持株会社の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所への上場を予定する。

第8条 株主名簿管理人

持株会社の株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

第9条 本株式移転の条件の変更及び本株式移転の中止

本計画の作成後、持株会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財政状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、当社の取締役会の決議により、本計画を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第10条 本計画の効力

本計画は次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 持株会社の成立の日の前日までに、当社の株主総会において、本計画の承認が得られなかった場合。
- (2) 持株会社の成立の日までに、国内外の法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合、又はかかる承認等に本株式移転の実行に重大な支障をきたす条件若しくは制約等が付された場合。

第11条 規定外事項

本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

上記計画を証するため、本書を作成する。

2025年5月19日

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

アイフル株式会社

代表取締役 福田 光秀 ㊞

(別紙)

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、ムミノバホールディングス株式会社と称し、英文では、Muninova Holdings Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことまたは次の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 金融業ならびに金銭消費貸借の媒介および借入業務の代行業
- (2) 不動産の売買・賃貸・仲介・斡旋および管理受託
- (3) 不動産の鑑定業
- (4) 飲食店、カラオケボックス、遊戯場、スポーツ施設、文化教室、宿泊施設、結婚式場、葬祭場、駐車場、病院、洗車場、プレイガイドの経営
- (5) 芸能・服装・音楽・茶花道・料理・語学・コンピュータ・理容・美容に関する各種学校の経営

- (6) 商業デザイン・工業デザインに関する人材育成のための教育事業
- (7) はり師・きゅう師・整体師養成のための各種学校の経営
- (8) 資金決済に関する法律に定める前払式支払手段の発行・販売
- (9) 第8号に掲げる業務の受託
- (10) 第8号の前払式支払手段を利用した広告宣伝業務
- (11) コンピューターシステムおよびその建物の管理、運営
- (12) コンピューターソフトウェアの開発、販売
- (13) コンピューターシステムによる情報の処理、提供
- (14) カードシステムおよび情報処理システムに関する調査および研究開発
- (15) カードシステム機器および情報処理カードシステム機器の販売および保守ならびに賃貸
- (16) カード技術および情報処理システム技術のコンサルタント業務
- (17) 集積回路内蔵情報カードおよびその読取機の販売
- (18) 第11号～第17号に付帯する周辺機器の販売、賃貸借、リース
- (19) 第11号～第17号に付帯する調査、教育、コンサルテーション
- (20) インターネットの接続代行業
- (21) インターネット上のショッピングモールの開設
- (22) インターネット上のホームページ検索ソフトウェアの販売
- (23) インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用および保守
- (24) インターネットにおけるサーバー仲介業務
- (25) インターネットのホームページの企画立案
- (26) インターネットを利用した各種情報提供サービス
- (27) インターネットを利用した国内および国際ファックス電送サービス業
- (28) インターネットを利用する情報システムおよび通信ネットワークの企画、設計、運用に関する受託
- (29) インターネットでの広告業務
- (30) インターネット上の通信販売業
- (31) コンピューターとその通信網を使用した情報提供、情報処理、サービスのためのハードウェアおよびソフトウェアの企画、開発、販売ならびに賃貸
- (32) 電気通信事業法に基づく第二種電気通信事業
- (33) 電気通信事業法に基づく付加価値情報通信網および有償提供
- (34) 電気通信事業法による通信事業者の代理店業務
- (35) 移動体通信事業の運営
- (36) 移動体通信技術に関する調査・研究
- (37) 移動体通信市場に関する調査・研究の受託
- (38) 電気通信機器を使用する貸金業の取次および代理店業
- (39) 電気通信機器を使用する割賦購入あっせん業の取次および代理店業
- (40) 知的財産権（著作権、商品化権等）の実施、使用、利用許諾、維持、管理
- (41) 医療施設の営繕ならびに清掃業務の受託
- (42) 病医院の駐車場の管理
- (43) 総合警備保障業務
- (44) 造園業、緑化事業の請負
- (45) 旅行業代理店業
- (46) 宅配便業

- (47) 貨物自動車運送業および運送取扱業
- (48) 倉庫業
- (49) 土地・建物、倉庫用設備機具および事務用機器の賃貸業
- (50) 各種会員カードおよび磁気付カードの製造・加工・販売および斡旋業
- (51) 事務用器具類の販売および斡旋業
- (52) クリーニング業務
- (53) 土地造成、地域開発、都市開発、および環境整備に関する調査、企画、設計、管理の請負
- (54) 集金代行業
- (55) 映像、音楽、出版物の企画、製作、販売ならびに賃貸
- (56) カタログによる通信販売
- (57) 総合リース業
- (58) 古物の売買および輸出入
- (59) ファクタリング業
- (60) 割賦購入あっせん業
- (61) 生命保険の募集に関する業務
- (62) 損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
- (63) 信用調査業務
- (64) 保証業務
- (65) 金融、経済、政治、社会および産業等に関する調査研究の受託
- (66) 経営コンサルタント業
- (67) 企業の合併および技術、販売、生産等の提携等の斡旋
- (68) 一般企業の会計・労務等の事務代行業
- (69) 労働者派遣事業
- (70) 各種企業・団体等に対する業務研修の請負
- (71) 証券投資信託委託業
- (72) 有価証券の保有、売買および運用
- (73) 投資事業組合財産の運用および管理
- (74) 外貨の両替業務
- (75) 各種商品の販売および輸出入
- (76) 各種契約の取次および媒介
- (77) 上記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を京都市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

- ② 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関)

第5条 当社は、監査等委員会設置会社とし、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,136,280,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第9条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(単元未満株式についての権利)

第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第11条 単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当社に請求することができる。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合、随時招集する。

(株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議要件)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、15名以内とする。

② 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任)

第19条 取締役は株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

② 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会招集の通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(重要な業務執行の委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役

とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の責任限定契約)

第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第32条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金配当等の決定機関)

第33条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払の開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

附 則

1. 当社の最初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、当社の設立の日から2027年3月31日までとする。
2. 第27条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの当社の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の総額は、年額500百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の

給与を含まない。)とする。

(2) 監査等委員の報酬額の総額は、年額80百万円以内とする。

3. 第27条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役並びに国内非居住者を除く。以下「対象取締役」という。）の報酬のうち、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権の総額は、前項(1)に定める報酬等の範囲内で年額50百万円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与を含まない。）とする。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年333,000株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）とする。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定する。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とする。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は本割当契約により割当を受けた日より取締役、執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除さ

れていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他事項

本割当契約に関するその他の事項は、当会社の取締役会において定めるものとする。

4. 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1アイフル株式会社が本会社を設立し株式移転をするにつき、この定款を作成する。

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1. 株式移転比率

会社名	当社 (完全親会社・持株会社)	アイフル (完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注) 1 本株式移転に伴い、アイフルの普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当て交付いたします。なお、当社の単元株式数は、100株です。

2 当社が本株式移転により発行する新株式数(予定)：普通株式484,620,136株

上記新株式数は、2025年9月30日時点におけるアイフルの発行済株式総数484,620,136株に基づいて算出しており、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。なお、本株式移転の効力発生時点においてアイフルが保有する自己株式1株に対して、その同数の当社の普通株式が割当交付されることとなります。これに伴い、アイフルは一時的に当社の普通株式を保有することになりますが、法令の定めに従い速やかに処分いたします。

3 単元未満株式の取扱い

本株式移転により、1単元(100株)未満の当社の普通株式(以下「単元未満株式」という。)の割当てを受けるアイフルの株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、当社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

2. 株式移転比率の算定根拠等

本株式移転におきましては、アイフルの単独株式移転によって完全親会社である当社1社を設立するものであり、株式移転時のアイフルの株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、アイフルの株主の皆様は不利益を与えないことを第一義として、アイフルの株主の皆様の所有するアイフルの普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当交付することといたしました。なお、上記理由により、第三者機関による株式移転比率の算定を行っておりません。

3. 新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

(1) 買取請求権の行使の方法について

アイフルの株主が、その所有するアイフルの普通株式につき、アイフルに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、2025年6月24日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をアイフルに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、アイフルが、上記定時株主総会の決議の日(2025年6月24日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 議決権の行使の方法について

アイフルの株主による議決権の行使の方法としては、2025年6月24日開催の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、アイフルの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、アイフルに提出する必要があります。)。また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には2025年6月23日午後6時までに議決権を行使することが必要となります。

書面による議決権の行使は、上記株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、アイフルに上記の行使期限までに到着するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否または棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、2025年6月20日までに、アイフルに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、アイフルは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

(3) 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される当社の普通株式は、基準時におけるアイフルの株主名簿に記載または記録されたアイフルの株主に割り当てられます。アイフルの株主は、自己のアイフルの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

2. 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

7 【組織再編成に関する手続】

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、アイフルは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、③アイフルの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、アイフルの本店において2025年6月2日よりそれぞれ備え置いております。

①は2025年5月19日開催のアイフルの取締役会において承認された株式移転計画です。

②は本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明するものです。

③はアイフルの最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産に重大な影響を与える事象を説明するものです。

これらの書類は、アイフルの営業時間内にアイフルの本店において閲覧することができます。なお、本株式移転の効力が生ずる日までの間に、上記①～③に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

(1) 定時株主総会基準日	2025年3月31日
(2) 株式移転計画承認取締役会	2025年5月19日
(3) 株式移転計画承認定時株主総会	2025年6月24日
(4) アイフル上場廃止日	2026年3月30日(予定)
(5) 当社設立登記日(株式移転効力発生日)	2026年4月1日(予定)
(6) 当社上場日	2026年4月1日(予定)

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

(1) 普通株式について

アイフルの株主は、その所有するアイフルの普通株式につき、アイフルに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年6月24日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をアイフルに通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、アイフルが、上記定時株主総会の決議の日(2025年6月24日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 新株予約権について

アイフルは、現在、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

1 当社

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において財務情報はありません。

2 組織再編成後の当社

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において財務情報はありませんが、組織再編成対象会社であるアイフルの主要な連結経営指標等は、当社の連結経営指標等に反映されるものと考えられます。

3 組織再編成対象会社

組織再編対象であるアイフルの主要な経営指標等については、以下のとおりであります。

アイフルの連結経営指標等

回次	第44期	第45期	第46期	第47期	第48期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
営業収益 (百万円)	127,481	132,097	144,152	163,109	189,054
経常利益 (百万円)	19,305	12,265	24,428	22,067	26,817
親会社株主に帰属する当期 純利益 (百万円)	18,437	12,334	22,343	21,818	22,516
包括利益 (百万円)	18,761	12,363	23,550	22,256	22,412
純資産額 (百万円)	147,692	156,526	179,593	201,412	221,396
総資産額 (百万円)	863,354	935,642	1,070,485	1,266,374	1,448,451
1株当たり純資産額 (円)	300.92	318.17	364.01	409.04	455.12
1株当たり当期純利益 (円)	38.12	25.50	46.19	45.10	46.91
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	16.9	16.4	16.4	15.6	15.0
自己資本利益率 (%)	13.6	8.2	13.5	11.7	10.8
株価収益率 (倍)	8.4	14.1	7.8	10.2	7.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	20,280	△15,628	△70,589	△74,208	△82,874
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△9,274	△2,218	△8,947	△12,762	△35,099
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△18,813	21,028	78,195	100,929	119,822
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	35,945	39,147	37,885	51,934	55,928
従業員数 (人)	2,135	2,116	2,180	2,470	2,738
[外、臨時従業員数]	[1,056]	[1,032]	[1,095]	[1,246]	[1,305]

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第45期の期首から適用しており、第45期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

前記「第一部 組織再編成に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりです。

2【沿革】

年月日	概要
2025年5月19日	アイフルの取締役会において、アイフルの単独株式移転による持株会社「ムミノバホールディングス株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議
2025年6月24日	アイフルの定時株主総会において、単独株式移転により当社を設立し、アイフルがその完全子会社となることについて決議
2026年4月1日(予定)	アイフルが株式移転の方法により当社を設立 当社普通株式を東京証券取引所のプライム市場に上場予定

なお、当社の完全子会社なるアイフルの沿革につきましては、アイフルの有価証券報告書(2025年6月19日提出)をご参照ください。

3 【事業の内容】

当社は、持株会社としてグループ会社の経営管理及びそれに付帯又は関連する業務を行う予定です。また、当社の完全子会社となるアイフル及びその関係会社の最近の事業年度末日時点の主な事業の内容は以下のとおりです。

アイフルグループ(アイフル及びアイフルの関係会社)は、アイフル、連結子会社9社、非連結子会社15社及び持分法適用関連会社1社で構成され、ローン事業及びクレジット事業を主な内容とし、信用保証事業及び債権管理回収事業等の事業活動を展開しております。事業内容とアイフル及び関係会社の当該事業にかかる位置付けは次のとおりであり、区分はセグメントと同一の区分であります。

事業区分		会社名	主な事業の内容		
金 融 事 業	ローン事業	消費者金融事業	アイフル株式会社 AIRA & AIFUL Public Company Limited	一般消費者への小口資金の無担保融資を行っております。	
		事業者金融事業	アイフル株式会社	事業を行う個人経営者を中心に融資を行っております。	
			AGビジネスサポート株式会社		
			AGメディカル株式会社		
		クレジット事業	包括信用購入あっせん事業	ライフカード株式会社	包括信用購入あっせんを行っております。
			個別信用購入あっせん事業	AGペイメントサービス株式会社	個別信用購入あっせんを行っております。
	信用保証事業	アイフル株式会社	ライフカード株式会社	金融機関等が実施する融資の信用保証を行っております。	
		AG債権回収株式会社			
	債権管理回収事業	AGペイメントサービス株式会社	各種債権の管理・回収を専門に行っております。		
	後払い決済事業	AGペイメントサービス株式会社	EC事業者及び購入者に後払い決済サービスを提供しております。		
電子マネー事業	ビットキャッシュ株式会社	プリペイド式電子マネー決済サービスを提供しております。			
そ の 他	ベンチャーキャピタル事業	AGキャピタル株式会社	ベンチャー企業の開拓、投資、育成支援を行っております。		
	家賃債務保証事業	あんしん保証株式会社	賃貸借契約における家賃債務の機関保証を行っております。		
	少額短期保険業	株式会社FPC	ペット保険の販売を行っております。		

4 【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるアイフルの関係会社の状況につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 (1) 上場申請会社の企業集団の概要 ②上場申請会社の企業集団の概要」に記載のとおりです。

5 【従業員の状況】

1. 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

2. 連結会社の状況

当社の完全子会社となるアイフルの2025年3月31日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりです。

セグメントの名称	従業員数 (人)
アイフル株式会社	1,265 (775)
ライフカード株式会社	421 (463)
その他	1,052 (67)
合計	2,738 (1,305)

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数には外書きしております臨時従業員1,305名は含まれておりません。

3 セグメント区分は、セグメント情報の区分と同一であります。

3. 労働組合等の状況

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるアイフルにおいて、労使関係は円満に推移しております。

4. 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるアイフルの最近連結会計年度末日（2025年3月31日）時点の状況は以下のとおりです。

当事業年度					補足説明
管理職に占める 女性労働者 の割合(%) (注) 1, 6 ①	男性労働者の 育児休業 取得率(%) (注) 2, 6 ②	労働者の男女の賃金の差異(%) (注) 1, 4, 6 ③			
		全労働者	社員 (注) 3	契約社員 (注) 3	
6.3	175.0	59.7	67.8	103.9	連結子会社の状況については(注) 5を参照ください。

(注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであり、「常時雇用する労働者」としてアイフル株式会社で雇用している人数として、アイフル株式会社以外への出向者を含む人数であります。

2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものであります。

なお、当事業年度に育児休業等及び育児目的休暇を初めて取得した者の数を、当事業年度において配偶者が出産した男性労働者で除することによって算出しているため、100%を超過することがあります。

3 表記「社員」とは、期間の定めなくフルタイム勤務する労働者、「契約社員」とは、パートタイム労働者及び有期雇用の労働者であり、厚生労働省の定めに基づく公表区分と同一定義となります。

4 「労働者の男女の賃金の差異」については、当事業年度より、事業年度の途中で入社又は退社した労働者を除外して算出しております。

5 アイフル株式会社の連結子会社のライフカード株式会社は、管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異の公表対象であります。管理職に占める女性労働者の割合は、ライフカード株式会社で就業している正社員はすべてアイフル株式会社からの出向者であり、雇用している者で管理職はおりません。また、男性労働者の育児休業取得率も対象者がおりません。男女の賃金の差異については、全労働者125.1%、社員99.2%、契約社員131.7%であります。なお、他の連結子会社については公表義務の対象でないため、記載を省略しております。

6 指標の数値改善に向けた取り組み状況は以下のとおりであります。

①管理職に占める女性労働者の割合

当社グループのビジネス推進には多様性が不可欠であり、各事業領域において性別を問わない従業員の活躍が必要であると考えております。このため、2030年3月期までに女性管理職比率20%を目指し、さらに、女性の活躍を後押しすべく、プラチナくるみん認定と維持、女性採用の拡大、女性の育成・役職登用等、ダイバーシティを積極推進しております。なお、管理職候補となる係長・課長補佐・支店長補佐の女性社員数は当事業年度末時点で76名であり、前事業年度より22名増加しております。

②男性労働者の育児休業取得率

男性従業員による育児休業取得制度の整備と取得啓発、在宅勤務規程（テレワーク）の整備など、柔軟な働き方にかかわる制度の継続的な見直しを行っております。

③労働者の男女の賃金の差異

男女格差の指標となる賃金格差の是正にも積極的に取り組んでおります。ライフイベントによって女性社員がキャリアを中断せざるを得ない環境の改善を行うことで、管理職への女性登用を増やし、平均賃金を増加させることを考えています。それに伴い、継続的な企業価値向上へつながるものと見込んでおります。社員における男女間賃金格差は、女性管理職比率の低さが主因となります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるアイフルの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書(2025年6月19日提出)及び半期報告書(2025年11月12日提出)をご参照ください。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるアイフルのサステナビリティに関する考え方及び取組につきましては、同社の有価証券報告書(2025年6月19日提出)をご参照ください。

3【事業等のリスク】

当社は本報告書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転によりアイフルの完全親会社となるため、当社の設立後は、本報告書提出日現在におけるアイフルの事業等のリスクが当社グループの事業等のリスクとなり得ることが想定されます。アイフルの事業等のリスクを踏まえた当社グループの事業等のリスクは以下のとおりです。

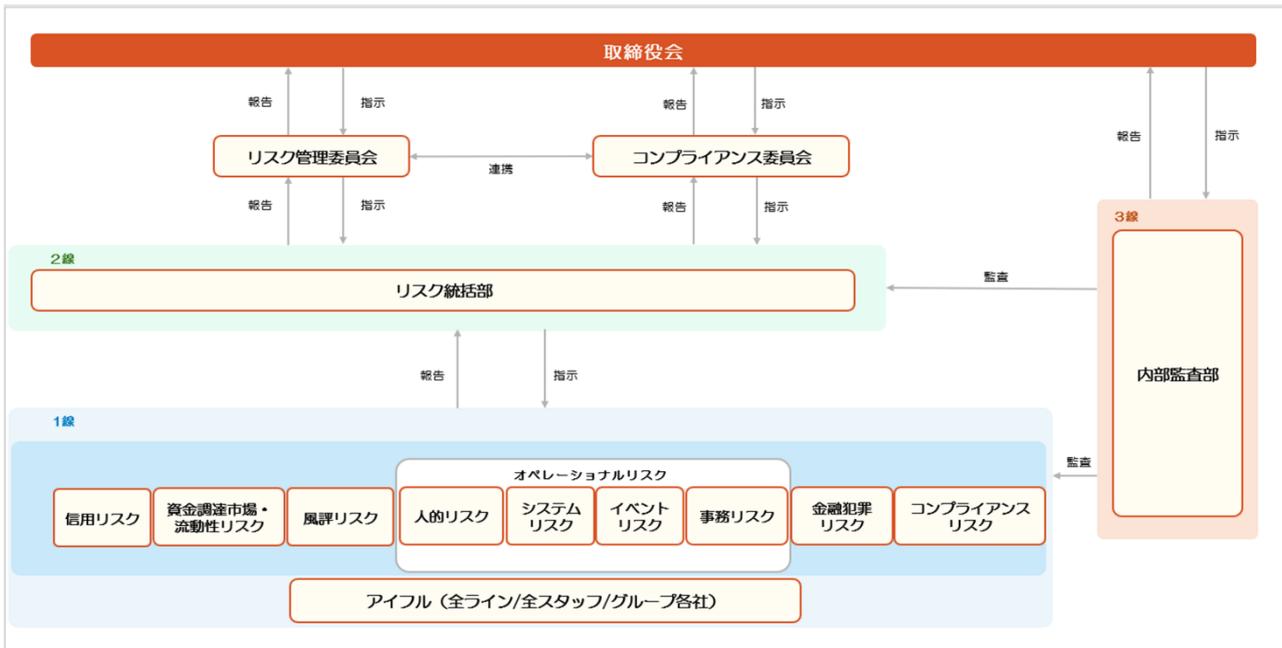
なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本報告書提出日現在においてアイフルが判断したものです。

(1) 当社グループのリスク管理体制

当社グループでは、取締役会直属機関としてリスク管理委員会を設置し、各部署で発生するリスクないし企業活動を脅かすリスクを横断的に統括管理し、リスクの顕在化の未然防止及び危機発生時の体制整備をしております。

具体的には、「リスク管理規程」に基づき、各部署で継続的に収集したリスク情報をもとにリスクを算定・評価し、回避策・軽減策を検討しております。また、リスク統括部において、各部署より報告を受けたリスク情報を一元管理しております。リスク管理委員会においては、リスクの定期的な把握及びリスク回避・軽減策の検討指示並びに危機時の陣頭指揮・各種対応指示などを行うとともに、リスク情報の収集、危機対策・対応などで、必要と判断した場合、対処方針・対処方法を策定し、取締役会にて承認を得ることとしております。また、リスク情報のなかで、コンプライアンス委員会に関係する事案については、コンプライアンス委員会に随時情報共有しております。

[体制図]



- (注) 1線…各業務執行部門は、実際にリスク管理を行い、リスク発生抑止の方針に従い、必要に応じてリスク管理計画を策定し、また、業務遂行におけるリスクを把握・評価を行い、回避・リスクテイクの判断、顕在化した際のリスクコントロールを迅速に実行する役割
- 2線…リスク統括部は、1線のカテゴリ別主管業務に加え、統合的リスク管理部署として、1線・カテゴリ別主管部署によるリスクコントロールの検証・指導・支援を行い、グループ全体のリスクガバナンス体制を構築する役割
- 3線…内部監査部は、体制及びプロセスの有効性や適切性を1線・2線から独立した立場で検証する役割

しかしながら、これらの対応にもかかわらず法的規制の強化もしくは緩和も含めた経営環境の変化、競合の状況、景気の変動等によっては当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、また、当社グループの戦略の見直しを余儀なくされる可能性があります。

当社の完全子会社となるアイフルは2025年3月期より、リスクシナリオの蓋然性と業務への影響度に基づき、事業に重要な影響を与える可能性があるとして経営が認識したリスクをトップリスクとして選定しております。トップリスクは毎期、リスク管理委員会において審議・決定され、トップリスクに対しては、リスクの高まりや予兆等の評価を行い、必要な対策を講じることでリスクの抑制等を図ります。

(2) トップリスク

リスク事象		リスクシナリオ
①	法令違反や従業員等による不適切な行為に関するリスク	従業員等が法令、社会規範、商慣習・市場慣習、お客様目線等に照らして正しい行為を行わないこと（いわゆる、ミスコンダクト）により、行政処分や社会的批判など、ステークホルダーからの信頼を棄損するリスク
②	競争力の低下リスク	既存競合先に加え、異業種からの新規参入、生活様式の変化、DX化の加速等から生じるお客様の期待変化に対して適切に対応ができない場合に、市場での競争力が低下するリスク
③	貸倒関連費用の増加リスク	経済情勢の悪化による資金繰りの困窮によって、支払いが困難となるお客様が増加するリスク
④	金利上昇リスク	市場環境の変動や政情不安等の地政学リスク等の影響により調達金利が上昇し、当社の経営成績に影響を及ぼすリスク
⑤	資金流動性リスク	市場環境、当社の信用力低下や格付けの変動等により資金調達が困難になるリスク
⑥	サイバー攻撃・システム障害リスク	人為的過誤、自然災害、停電、コンピュータウイルス、外部からのサイバー攻撃及びこれに類する事象により、事業影響が生じるリスク
⑦	人材不足による事業計画への影響発生リスク	事業計画に見合った人員・人材を確保できず、事業計画、プロジェクトの遂行ができなくなるリスク

①法令違反や従業員等による不適切な行為に関するリスク

当社グループは、業務を行うにあたっては、貸金業法、割賦販売法をはじめ、多くの関連法令等の遵守のほか、お客様をはじめとする多くのステークホルダーとの良好な関係維持が求められていますが、従業員等による法令等に抵触する行為や、商慣習・市場慣習、お客様目線等に照らして正しい行為を行わないこと（いわゆる、ミスコンダクト）等があった場合は、行政処分や社会的批判など、ステークホルダーからの信頼が失われ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、従業員等による法令の違反、不適切な行為の発生を抑制するべく、当社グループ全体において統一した企業倫理を共有し、当社グループ全体のコンプライアンス態勢を確立することを目的とした、グループコンプライアンス委員会を設置しております。また、内部統制機能として組織・制度を整備するとともに、システムによるオペレーショナルリスク対応を図り、上記体制図に記載の1線・2線・3線からなる、いわゆる3ラインによる点検と継続的な改善活動を図っております。

②競争力の低下リスク

当社グループは、国内外で信頼され、必要とされるグローバル金融グループを目指しておりますが、既存競合先に加え、異業種からの新規参入、生活様式の変化、DX化の加速等から生じるお客様の期待変化に対し、より迅速に対応することが求められており、これらに対して適切に対応できない場合、市場における競争力が低下し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

これらに対し当社は、市場動向やお客様の声の積極的な収集活動に努め、スマホアプリの改善等UI/UX向上の取り組み強化など、デジタル技術の利活用による利便性の向上、M&Aを含む事業の多角化や海外展開による事業ポートフォリオの分散に重点をおいてサービス拡大に取り組んでおります。

③貸倒関連費用の増加リスク

当社グループは、営業貸付金等について、貸倒関連費用を計上しておりますが、今後の経済情勢等により資金繰りの困窮によって支払いが困難となるお客様が増加するリスクがあり、当社グループの貸倒関連費用の増加や受取利息の減少につながることで、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクを解消するため、お客様の信用力について定期的に調査を行うなど、予兆を即座に把握できる体制を構築し適切な対策を講じることで、債権の健全性維持に努めております。

④金利上昇リスク

資金調達に係る調達金利は、市場環境等により変動することがあり、政情不安等の地政学リスクの影響も含め、将来における金利上昇の程度によっては、当社グループの資金調達に影響を及ぼすおそれがあり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクを解消するため、当社グループでは、ALM（資産と負債の総合的な管理）による金利リスクの管理を行っており、将来の金利見通しやコストを踏まえた調達金利の固定化、調達手段の多様化等により、金利変動リスクの軽減を図っています。

⑤資金流動性リスク

当社グループは、金融機関からの借入れ、社債、債権の流動化及びコマーシャル・ペーパー等により、資金調達を行っておりますが、市況環境、当社の信用力低下や格付の低下等の変動により資金調達が困難になる可能性があります。また、資金調達に係る契約には財務制限条項や早期償還条項が付されているものが存在することから、当社グループの財政状態及び経営成績、又は営業貸付金等の債権内容が大きく変化し、期限の利益を喪失した場合には、資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクを解消するため、当社グループではALMによる短期・長期の資金流動性の管理を行うとともに、財務制限条項や早期償還条項の管理・報告、調達の多様化や新たな調達手法の検討、格付の向上に向けた取り組みを行っております。

⑥サイバー攻撃・システム障害リスク

当社グループが使用するハードウェア及びソフトウェアは、人為的過誤、コンピュータウイルス、外部からのサイバー攻撃及びこれに類する事象による損害又は中断等により、当社グループの事業に対する消費者の信頼が低下することで、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクを解消するため、当社グループでは、基幹システムの冗長化、バックアップ体制整備等のインフラ強化を図るとともに、サイバー攻撃やフィッシングサイト等へのセキュリティ強化に向け、社内CSIRTによる業界内外の情報連携体制、コンピュータウイルスの排除、外部からのサイバー攻撃の監視、多角的な脆弱性診断等を継続しています。また、二段階認証の導入等具体的な対策や、定期的な社内対応訓練等を通じて、それらの被害抑止に努めております。

⑦人材不足による事業計画への影響発生リスク

当社グループは、グループ全体における幅広い専門分野に対し、高い専門性を必要とする業務に従事している社員を雇用していることから、外部環境の変動により、人材不足による事業計画への影響を及ぼす可能性があります。

そのため、従業員等の積極的な採用や従業員等に対する継続的な研修等により、多様な人材の確保・育成を行っており、有能な人材を継続的に採用し定着を図るよう努めております。その他、タレントマネジメントシステムの積極活用による採用・配置・評価の最適化、組織・職位への要件明確化による有効な人材育成、従業員満足度の向上に向けた社内ロイヤリティの継続的な向上などの施策を実施してまいります。

(3) トップリスク以外のリスク

⑧有価証券保有に関するリスク

当社グループは、お客様の需要にあわせた商品やサービスを提供するために、子会社及び関連会社に係る投資有価証券を保有することで、ローン事業（消費者金融事業及び事業者金融事業）、クレジット事業、信用保証事業、海外事業等、金融事業の多角化を図っております。しかしながら、子会社等の不採算が想定より長引くことにより投資有価証券について減損に至るおそれがある場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨代表取締役及びその親族等の当社株式保有並びに処分に関するリスク

当事業年度末現在、当社の代表取締役である福田光秀及びその創業者一族は、関連法人と併せて当社の発行済株式の約40%を実質的に保有する株主となっております。その結果として、当社の支配権の譲渡、事業の再編及び再構築、他の事業及び資産への投資、並びに将来の資金調達等の重要な企業取引を含む当社の事業活動に影響を及ぼす重要な意思決定に対して影響力を行使することができます。

また、これらの株主は、現在までのところ安定保有を維持しておりますが、今後、その所有株式の一部を処分した場合、市場における当社株式の供給が増加することにより、当社の株価に影響を及ぼす可能性があります。

⑩災害・感染症等に関するリスク

大規模な地震、津波、風水害等の自然災害、感染症の流行や紛争等の外的要因による非常事態によって、当社グループの事業継続に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクを解消するため、当社グループでは、事故・災害が発生した場合においても、ステークホルダーへの影響を最小化することを目的に、基幹システムの冗長化、データや電源のバックアップ、コールセンターのバックアップオフィスの整備及び災害備蓄体制の強化を図るとともに、事業継続計画に定めた対応を迅速に行うべく、安否確認及び緊急時のコミュニケーションツールを導入し土日祝や早朝夜間であっても連絡を可能にするとともに、定期的なグループ横断の訓練を実施しております。

予想を超える災害等が発生し、世界レベルでの経済活動の停滞で大幅に事業活動が縮小又は停止するなど、通常どおりに設備が使用できなくなった場合において、お客様の需要に十分な対応が行き届かなくなる、あるいは、災害等に伴い被害を受けたお客様の状況悪化により、貸倒関連費用等が増加する場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑪気候変動のリスク

当社グループは、気候変動への対応を優先度の高い課題として認識しており、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言に従い、気候変動におけるリスク・機会の抽出とその対応策の検討を行っており、今後は、その内容に基づいて、当社グループとして課題の解決に取り組んでまいります。

(当社グループのリスク内容とリスク重要度の評価)

リスク項目			指標	リスク内容	評価
分類	大分類	小分類			
移行リスク	政策 法規制	炭素税の上昇、省エネ政策、GHG排出規制、再エネ価格の上昇	支出	○インフラ稼働コストの増加	中
	評判	社会、投資家の評判変化	資本	○お客様からの支持低下 ○ステークホルダーの不安増大、評判悪化 ・人材確保の困難性上昇、従業員の定着率低下 ・資金調達の困難性上昇 ・株価の下落	中
物理的リスク	急性	台風、豪雨等による水害	支出 収益	○公共交通機関の停止に伴う、従業員の出勤制限発生 ・お客様へのサービスレベルの低下 ○お客様罹災に伴う救済対象債権の増加 ○自社グループ設備等の物理的被害 ・直接的業績影響	中
	慢性	平均気温の上昇、降水・気象パターンの変動	支出 収益	○夏季の空調設備の運転コスト増加 ○従業員の生産性低下、出勤制限の発生、職場の快適性・安全性の劣化 ・お客様へのサービスレベルの低下	中

(当社グループのリスク対応策及び機会)

リスク項目	リスク対応策	機会
炭素税の上昇、省エネ政策、GHG排出規制、再エネ価格の上昇	・エネルギー使用量、CO2削減目標の設定	・省エネ施策推進による事業活動コストの削減
社会、投資家の評判変化	・気候変動に関する取組みの情報開示、投資家等への丁寧な説明	・お客様、株式・債券市場等からの適正な評価
台風、豪雨等による水害	・コンティンジェンシープランの更改 ・お客様が罹災された場合の相談窓口等の支援体制整備	・BCP対策によるインフラの強化 ・お客様へのサービスレベルの安定化促進
平均気温の上昇、降水・気象パターンの変動	・快適な職場環境の再構築	・職場環境の改善による生産性向上

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるアイフルの経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、同社の有価証券報告書（2025年6月19日提出）及び半期報告書（2025年11月12日提出）をご参照ください。

5 【重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるアイフルにおいても、該当事項はありません。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約等」をご参照ください。

6 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるアイフルにおいても、該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

1. 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

2. 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるアイフルの設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書(2025年6月19日提出)をご参照ください

2 【主要な設備の状況】

1. 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

2. 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるアイフルの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書(2025年6月19日提出)をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

1. 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

2. 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるアイフルの設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書(2025年6月19日提出)をご参照ください。

第4【上場申請会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

2026年4月1日時点の当社の株式等の状況は以下の通りとなる予定です。

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,136,280,000
計	1,136,280,000

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	484,620,136	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数100株
計	484,620,136	—	—

(注) 1 2025年9月30日時点におけるアイフルの発行済株式総数(484,620,136株)に基づいて記載しております。

ただし、本件株式移転の効力発生に先立ち、アイフルの発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。

2 アイフルは、当社の普通株式について、東京証券取引所に新規上場申請を行う予定です。

3 振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

2026年4月1日時点での当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金 残高(百万円)
2026年4月1日	484,620,136 (注)	484,620,136 (注)	2,000	2,000	500	500

(注) 2025年9月30日時点におけるアイフルの発行済株式総数(484,620,136株)に基づいて記載しております。

ただし、本件株式移転の効力発生に先立ち、アイフルの発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本株式移転の効力発生時点においてアイフルが保有する自己株式1株に対して、その同数の当社の普通株式が割当交付されることとなります。これに伴い、アイフルは一時的に当社の普通株式を保有することとなりますが、法令の定めに従い速やかに処分いたします。

(4) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるアイフルの2025年9月30日現在の所有者別状況は、以下のとおりです。

2025年9月30現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	13	30	98	198	73	17,464	17,876	—
所有株式数（単元）	—	615,504	254,244	1,255,026	1,260,379	2,165	1,457,913	4,845,231	97,036
所有株式数の割合（%）	—	12.70	5.25	25.90	26.01	0.04	30.09	100.00	—

(注) 1 自己株式5,623,677株は、「個人その他」に56,236単元、「単元未満株式の状況」に77株含まれております。

2 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ7単元及び60株含まれております。

(5) 【大株主の状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるアイフルの2025年9月30日現在の株主データに基づき、2026年4月1日時点で予想される大株主の状況は以下のとおりです。

2026年4月1日現在（予定）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の 総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社AMG	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町28-4	94,814,300	19.79
福田 光秀	東京都港区	62,235,805	12.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	43,172,200	9.01
株式会社丸高	京都市右京区西院東貝川町31番地	24,543,000	5.12
JP MORGAN CHASE BANK 385632 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM （東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟）	17,462,661	3.65
MSIP CLIENT SECURITIES （常任代理人 モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社）	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. （東京都千代田区大手町1丁目9-7 大手町フィナンシャルシティサウスタワー）	15,113,097	3.16
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-12	12,996,600	2.71
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13番1号	9,539,820	1.99
BOFAS INC SEGREGATION ACCOUNT （常任代理人BOFA証券株式会社）	THE CORPORATION TRUST COMPANY, 1209 ORANGE ST, COUNTY OF NEW CASTLE WILMINGTON, DE US （東京都中央区日本橋1丁目4-1 日本橋一丁目三井ビルディング）	6,674,107	1.39
MSCO CUSTOMER SECURITIES （常任代理人 モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社）	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U.S.A. （東京都千代田区大手町1丁目9-7 大手町フィナンシャルシティサウスタワー）	6,188,503	1.29
計	—	292,740,093	61.12

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりません。

なお、当社の完全子会社となるアイフルの2025年9月30日現在の議決権の状況は、以下のとおりです。

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,623,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 478,899,500	4,788,995	—
単元未満株式	普通株式 97,036	—	—
発行済株式総数	484,620,136	—	—
総株主の議決権	—	4,788,995	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式700株が含まれております。

また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数7個が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式77株及び証券保管振替機構名義の株式60株が含まれております。

② 【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) アイフル株式会社	京都市下京区烏丸通 五条上る高砂町381-1	5,623,677	—	5,623,677	1.16
計	—	5,623,677	—	5,623,677	1.16

(注) 1. 2025年6月30日開催の取締役会決議に基づき、2025年7月22日付で、譲渡制限付株式報酬による自己株式166,261株の処分を行っております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、新設会社であるため、配当政策については未定であります。収益の向上を図り、経営基盤を強化するとともに、株主に対する利益還元を充実させることが経営の重要課題であることを常に認識し、積極的な還元政策を実施してまいり所存です。

利益配分につきましては、短期的な観点のみならず中長期的な観点からも、業績に応じた適正な成果配分を行うことにより、将来に向けた株主価値の向上に努めてまいります。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨及び「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定める予定としております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

当社は、いわゆるテクニカル上場により2026年4月1日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本株式移転により当社の完全子会社となるアイフルと同水準のコーポレート・ガバナンスを構築させていく予定です。

なお、当社の完全子会社となるアイフルのコーポレート・ガバナンスの状況については、アイフルの有価証券報告書(2025年6月19日提出)をご参照ください。

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「誠実な企業活動を通じて、社会より支持を得る」という経営理念のもと、コンプライアンスを前提とした企業活動を通じて経済社会の発展に貢献することで、各ステークホルダーをはじめ社会から信頼される企業となり、透明性・公正性・効率性を兼ね備えた企業経営を実現することをコーポレート・ガバナンスの重要な目的と認識しております。

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定等を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、次のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針に沿ってコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

- ア. 株主様の権利を尊重し、また株主様の平等性を確保する
- イ. 株主様を含むすべてのステークホルダーの皆様との適切な協働に努める
- ウ. 財務情報や非財務情報等の会社情報を適切に開示し、透明性を確保する
- エ. 取締役会は、株主様への受託者責任を踏まえ、取締役会による業務執行の監督機能の実効性を確保するなど
の役割・責務を適切に果たす
- オ. 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主様との建設的な対話を行う

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

ア. 企業統治の体制の概要

- ・ 監査等委員会及び監査等委員である取締役

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名で構成され、監査方針・監査計画等を決定するほか、監査に必

要な事項について執行部門より適宜報告を受け検討を行うとともに、内部統制システムを用いて適法性及び妥当性の監査を実施予定としております。

監査等委員会は、内部監査部門及び内部管理部門並びに会計監査人より、定期的に報告聴取・意見交換の場を設けることにより、経営監視機能の充実に努めるとともに、関係会社の監査役と情報共有を図ることで、企業集団としての業務の監査体制を整える予定としております。

なお、監査機能の充実のため、監査等委員会の職務を補助すべき専属の部署として執行部門から独立した監査等委員会室を設置予定としております。

・取締役会及び取締役

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名（福田光秀、福田吉孝、増井啓司、佐藤正之、神代顕彰、北澤綾子）及び監査等委員である取締役4名の合計10名で構成され、経営の基本方針や内部統制システムに係る基本方針など法令又は定款の定めるところにより取締役等に委任できない事項及び取締役会規程に定める重要な業務執行として、経営計画、人事政策、資本政策等について審議・決定する予定としております。また、取締役会は、取締役会で決議された方針に基づく業務執行、一定金額に満たない財産の処分等について、職務権限規程等に基づき執行役員等に適切な範囲で権限委譲し、その実施状況を監督する予定としております。原則として月2回の開催とし、必要に応じて臨時取締役会を開催予定としております。

・社外取締役

監査等委員である取締役4名のうち3名を社外取締役として選任予定としております。また、コンプライアンス委員会をはじめとする重要な会議・委員会等に出席し、意見を述べられる体制を整える予定としております。

・執行役員

意思決定と業務執行の迅速化及び監督機能と執行機能の分離強化を目的として、執行役員制度を導入予定としております。取締役会は執行役員を選任し、業務分掌及び権限を定め業務を委嘱予定としております。

・経営会議

すべての執行役員及びファウンダーで構成され、取締役会承認事項の事前協議及び業務執行上の重要事項に関する協議又は決議を行い、取締役会で決議された方針に基づく課題及び戦略等について情報共有及び相互牽制を図り、意思決定・業務執行に齟齬が生じないように努めてまいります。原則として毎週開催予定としております。

・コンプライアンス委員会

取締役会の直属諮問機関として、コンプライアンス委員会を設置予定としております。取締役会にて承認を得たリスク統括部統括執行役員を委員長とし、社外有識者、監査等委員である取締役及び関連部門の執行役員で構成され、コンプライアンス重視の企業風土作り・「企業倫理」の確立・コンプライアンスプログラムの推進等を目的として、コンプライアンスにかかわる重要事項等の審議及び提言を実施し、必要に応じ取締役会への報告等を行う予定としております。原則として年4回の開催とし、必要に応じて臨時委員会を開催予定としております。

・リスク管理委員会

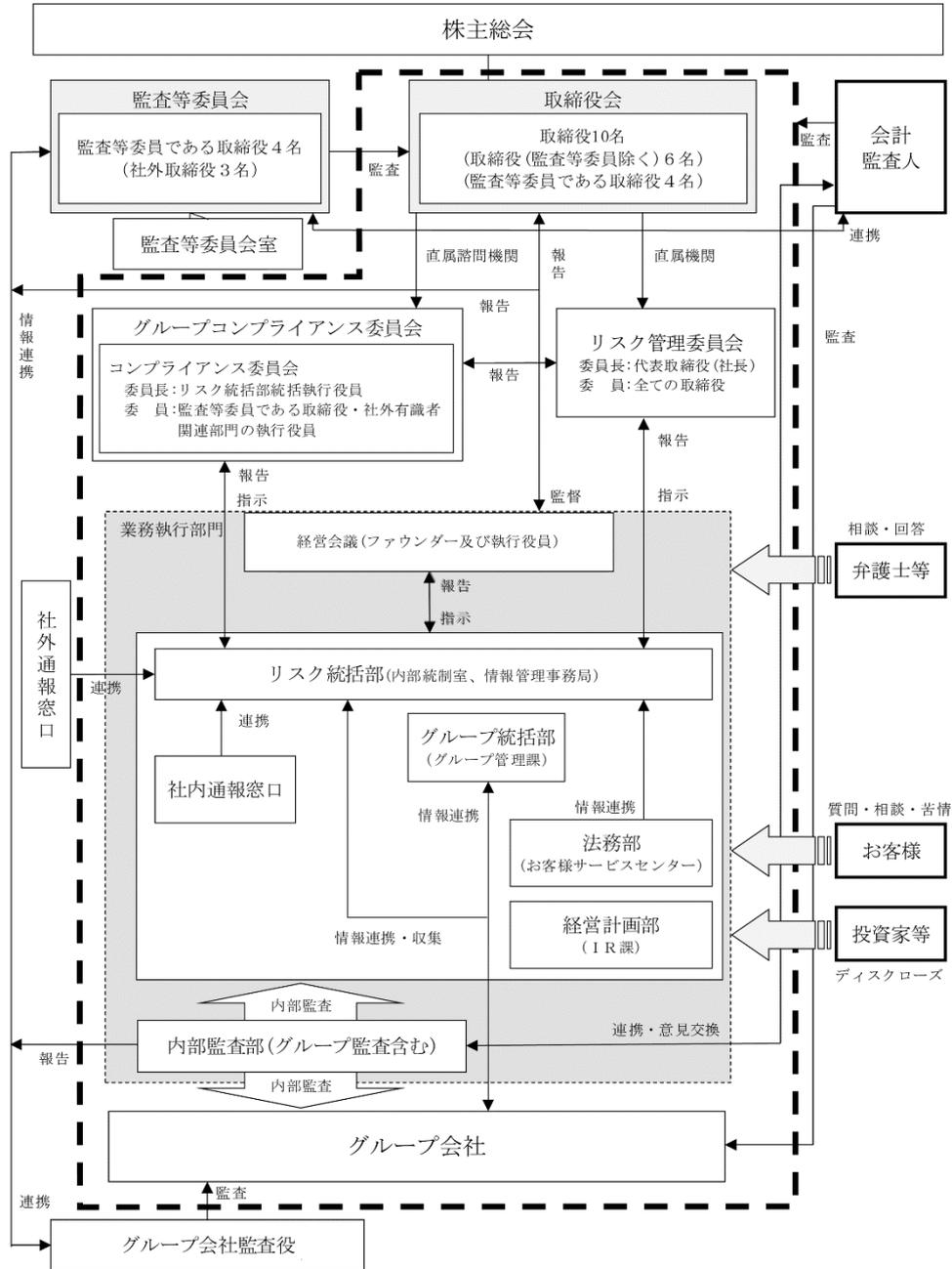
取締役会の直属機関として、リスク管理委員会を設置予定としております。代表取締役社長を委員長とし、すべての取締役にて構成され、適正なリスク管理体制の構築によるリスクの未然防止及び危機時の損失抑制を目的として、定期的にリスク状況の報告を受けて常時リスク把握を行うとともにリスク管理体制の不断の見直しを実施し、取締役会への報告等を行う予定としております。原則として四半期毎の開催とし、必要に応じて臨時委員会を開催予定としております。

イ. 当該体制を採用している理由

当社は、監査等委員会設置会社を採用し、監査等委員である取締役4名のうち3名を社外取締役としております。監査等委員である取締役全員が取締役会に出席するほか、コンプライアンス委員会をはじめとする重要な会議・委員会等に出席し、また、監査等委員会への報告に関する体制を整備することで、監査の実効性及び独立性を確保いたします。その他、監査等委員会の職務を補助すべき専属の部署として監査等委員会室を設置し監査の充実性を確

保する予定としております。

また、当社は、執行役員制度を導入し、経営監督機能と業務執行機能の分離を図るとともに、社外有識者を委員とするコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会等を設置し監督機能の強化を図る予定であります。経営の透明性・公正性・効率性を兼ね備えた企業経営を実現すべく、当該体制を採用予定としております。



③ 企業統治に関するその他の事項

ア. 内部統制システムの整備の状況（子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況を含む。）

当社及び当社子会社（以下「アイフルグループ」といいます。）は、「誠実な企業活動を通じて、社会より支持を得る」という経営理念のもと、コンプライアンスを前提とした企業活動を通じて、経済社会の発展に貢献することで各ステークホルダーをはじめ、社会から信頼される企業となり、透明性・公正性・効率性を兼ね備えた企業経営を実現することをコーポレート・ガバナンスの重要な目的と認識しております。

アイフルグループは、上記の理念・目的の確実な達成を目指し、市場環境・経済動向・関連法令の改正その他の事業環境等アイフルグループを取り巻くあらゆる状況を踏まえて、次のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定めております。

なお、取締役会は、本基本方針を事業環境の変化等に応じて適宜見直すこととし、実効性の維持向上を図るべく不断の努力を行ってまいります。

(ア) 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土の醸成を目的として、経営理念をはじめコンプライアンスに関する行動指針・社内規程等を定め、当該社内規程等に則り各取締役及び各部門のコンプライアンスに関する状況、職務執行の適正性につき適宜監査・監督を行う体制を整える。
- ・コンプライアンス体制の整備及び法令違反の未然防止を目的として、リスク統括部統括執行役員を委員長、社外有識者等を構成員とするコンプライアンス委員会を設置し、同委員会の定期的開催を通じて必要な改善措置・全社的啓蒙策を講じる。コンプライアンス委員会は、取締役会に適宜状況報告を行う。
- ・グループコンプライアンス委員会を設置し、アイフルグループにおいて共通した認識のもと、統一されたコンプライアンス体制（教育・研修を含む。）を整備する。
- ・アイフルグループのコンプライアンスの実践状況や業務の適正性に関する内部監査を行うため、内部監査部門を設置し、内部監査の結果について、取締役会及び監査等委員会に適宜状況報告を行う体制を整える。また、当社の内部監査部門は、必要に応じて、アイフルグループ各社の内部監査を実施する。
- ・法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見又はそのおそれがある場合は直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する体制を整える。
- ・アイフルグループの法令・定款違反行為等の通報・相談窓口として各種ホットラインを設置し、社内規程の整備を図ることによって公益通報者保護法に則した通報制度の実効性を確保する。
- ・社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力による被害を防止するために、断固として、反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求には一切応じず、毅然とした対応を行うための体制を整える。
- ・アイフルグループの提供する金融サービスにおいて、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融犯罪に利用されないよう、未然防止する体制を整える。

(イ) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る文書及びその関連資料（電磁的記録を含む。）その他企業機密及び個人情報を含む各種情報は、セキュリティ及び管理・保存に係る各種社内規程を定め、機密区分等に応じて取扱者を限定し、定められた保存場所及び保存年限に従った管理・保存を行う体制を整える。
- ・各種情報の管理・保存の適切性を確保するため、取締役及び使用人から定期的に機密保持に関する誓約書の提出を受けるとともに、内部監査部門によるモニタリングを定期的に行う体制を整える。

- (ウ) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 企業の継続的發展を脅かすあらゆるリスクを把握し、アイフルグループのトータルリスクマネジメント体制を整備するため、取締役会の直属機関としてリスク管理委員会を設置する。
 - ・ リスク管理委員会は、アイフルグループ各社から定期的にリスク情報の報告を受けて常時リスク把握を行い、対応の責任を持つ取締役に状況報告を行うとともに、関連部門と連携して適切な危機管理を行う体制を整える。
 - ・ 緊急事態発生時の対策は、大規模自然災害・IT基幹システム障害等リスクの種類に応じてこれを定め、迅速かつ適切に対応できる体制を整える。
- (エ) 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役会において、中期経営計画及び単年度の経営計画を決定し、定期的（月次・四半期・半期・年間）にその進捗状況を確認する。
 - ・ 取締役会の効率性及び適正性を確保するため、取締役会の運営に関する社内規程を定める。
 - ・ 執行役員制度を導入し、責任範囲と決裁手続を明確化して取締役の職務の効率性を確保する。
 - ・ 当社子会社を管理する担当部署を置くとともに、当該部署が当社子会社と一定の重要事項について協議、情報交換等を行うことを通じて、当社子会社についてはアイフルグループ全体における経営の適正かつ効率的な運用に資するための体制を整える。
- (オ) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・ アイフルグループの役員又は管理職によって定期的に会議を開催し、情報交換を図るとともに、グループ全体の経営計画や重要施策の基本方針を共有する。当社は、職務執行状況及び財務状況等を定期的に当社に報告するよう各子会社に要請する。
 - ・ アイフルグループ各社における決裁に関する権限と責任等を明らかにする社内規程を定め、経営の重要な事項の決定等に関して、当社への承認申請又は報告が行われる体制を整える。
- (カ) 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ アイフルグループで統一された企業倫理の基本観を浸透させるため、アイフルグループ共通の経営理念をはじめコンプライアンスに関する行動指針を定め、これを周知徹底する。また、アイフルグループ全体を通して統一的な業務運営を行うため、グループを統括する社内規程を制定する。
- (キ) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査等委員会の職務を補助すべき専属の機関として監査等委員会室を設置し、その独立性及び実効性を確保するため、社内規程において、監査等委員会室に所属する使用人（以下、「補助使用人」といいます。）は、その職務執行においては取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令に服さないこと、補助使用人の人事評価・人事異動・制裁処分決定においては監査等委員会の同意を要することなどを定める。
 - ・ 監査等委員会の適正な職務の遂行を確保するため、監査等委員会の要請に応じて内部監査部門に補助業務を行わせる体制を整える。
- (ク) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等・使用人及び監査役が当社の監査等委員会に報告をするための体制、その他当社の監査等委員会への報告に関する体制、並びに当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査等委員会と当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等・使用人又は監査役の綿密な情報共有を図るため、取締役会をはじめとする各種会議に当社の監査等委

員である取締役が出席し意見を述べ、また必要に応じた説明の要請に対して当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等・使用人又は監査役が適切に対応できる体制を整える。

- ・当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等・使用人又は監査役が法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見し、又はそのおそれがあると判断した場合、直ちに当社の監査等委員会に報告する体制及び報告を受けた部門が当社の監査等委員会に報告する体制を整える。
- ・財務報告に係る内部統制の状況や会計基準及び内部監査部門の活動状況、その他当社子会社監査役の活動状況等を必要に応じて監査等委員会に報告する体制を整える。
- ・各部門が作成し担当部門に提出した稟議書及び報告書等を監査等委員会が必要に応じて閲覧することができる体制を整える。
- ・当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等・使用人又は監査役は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを社内規程等において禁止する。

(ケ) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会が会計監査人から会計監査に関する報告及び説明を受け、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う体制を整える。
- ・内部監査部門と監査等委員会との連携体制を確保することで、不正・不当行為の牽制・早期発見を行うための実効的な監査体制の整備に努める。
- ・監査等委員会が業務に関する説明又は報告を求めた場合、取締役及び使用人が迅速かつ適切に対応する体制を整える。
- ・監査等委員会による弁護士等の外部専門家の利用等、職務の執行に関し生ずる費用については、当社が負担する。
- ・当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員である取締役の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

イ. リスク管理体制の整備の状況

当社では、リスク管理委員会（定期開催）を設置し、当社グループのリスク要素の把握・対応策を検討予定としております。リスク管理委員会では、コンプライアンス委員会・その他各部門から定期的にリスク情報を抽出し、取締役及び関連部門と連携して危機管理を行う体制を整える予定としております。当社及び当社グループにおいて大規模災害及びIT基幹システム障害その他個人情報や企業情報に関する問題等の緊急事態が発生した場合の行動計画をあらかじめ定め、適切かつ迅速に対処するための対応マニュアルを規定し、緊急事態発生に対応する体制の整備に努める予定としております。

ウ. コンプライアンス体制の整備の状況

当社では、社外委員（弁護士）を含むコンプライアンス委員会（定期開催）を設置し、コンプライアンスプログラムの策定・管理、内部管理態勢向上のための各種施策の検討・協議、その他情報収集や予防措置の実施、社員教育方針に関する意思決定を行う予定としております。さらに、当社グループ全体において統一した企業倫理を共有し、当社グループ全体のコンプライアンス体制を確立することを目的として、「アイフルグループコンプライアンス委員会」を設置しております。そのほか、当社グループは、役職員による経営理念、各種規範等に反する行為等を相談するためのホットラインを社内外に設置するとともに、社内通報制度を規定し、違

反行為等の報告や相談が行いやすい社内環境の整備に努めております。

エ. 責任限定契約

当社の完全子会社となるアイフルと、監査等委員である取締役鈴木治一及び前田真一郎は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

同氏は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度としております。

オ. 役員等賠償責任保険契約

当社の完全子会社となるアイフルは、取締役、監査等委員である取締役及び執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

なお、当該契約の保険料は全額同社が負担しております。

カ. 取締役に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を15名以内、監査等委員である取締役を5名以内とする旨を定款に定める予定としております。

また、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、またその議決権は累積投票によらないものとする旨を、定款に定める予定としております。これは、株主総会における決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

キ. 株主総会決議に関する事項

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を、定款に定める予定としております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を、定款に定める予定としております。

(2) 【役員の状態】

①役員一覧

2026年4月1日に就任予定の当社の役員の状態は以下のとおりです。

男性9名 女性1名 (役員のうち女性の比率10%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長 社長執行役員	福田 光秀	1980年6月16日生	2003年4月 大和証券株式会社 入社 2009年4月 株式会社OG I キャピタル・パートナーズ 入社 2011年3月 アイフル株式会社 入社 2011年6月 アイフル株式会社 執行役員法人管理部担当 2012年6月 アイフル株式会社 取締役執行役員法人管理部担当 2014年4月 アイフル株式会社 取締役執行役員 2014年4月 ビジネクスト株式会社 (現 AGビジネスサポート株式会社) 代表取締役社長 2014年6月 アイフル株式会社 取締役常務執行役員 2016年4月 アイフル株式会社 取締役常務執行役員保証事業1部兼保証事業2部担当 2016年4月 アストライ債権回収株式会社 (現 AG債権回収株式会社) 代表取締役社長 2016年6月 アイフル株式会社 取締役専務執行役員保証事業1部兼保証事業2部統括 2017年4月 アイフル株式会社 取締役専務執行役員保証事業部統括 2018年4月 アイフル株式会社 取締役専務執行役員営業本部長兼保証事業部兼マーケティング部兼IT企画部統括 2018年10月 アイフル株式会社 取締役専務執行役員営業本部長兼保証事業部兼保証推進部兼マーケティング部統括 2019年4月 アイフル株式会社 取締役専務執行役員営業本部長兼管理本部長兼保証事業本部長兼与信ガバナンス部統括 2019年6月 アイフル株式会社 代表取締役専務執行役員営業本部長兼管理本部長兼保証事業本部長兼与信ガバナンス部統括 2020年6月 アイフル株式会社 代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼経営情報室兼内部監査部統括 2020年6月 ライフカード株式会社 代表取締役会長 (現任) 2022年10月 アイフル株式会社 代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼内部監査部統括 (現任)	(注) 3	62,235
代表取締役会長	福田 吉孝	1947年10月14日生	1967年4月 松原産業設立 1976年2月 株式会社大朝 代表取締役社長 1982年5月 合併によりアイフル株式会社 代表取締役社長 2007年4月 アイフル株式会社 代表取締役社長リスク管理委員会委員長 2007年6月 アイフル株式会社 代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長 2011年6月 ライフカード株式会社 代表取締役会長 2014年4月 アイフル株式会社 代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼内部監査部担当 2016年6月 アイフル株式会社 代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼内部監査部統括 2017年10月 アイフル株式会社 代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼経営情報室兼内部監査部統括 2019年4月 アイフル株式会社 代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼経営情報室兼内部監査部兼グループ内部監査部統括 2020年4月 アイフル株式会社 代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼経営情報室兼内部監査部統括 2020年6月 アイフル株式会社 代表取締役会長 (現任)	(注) 3	3,270

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役副社長 執行役員	増井 啓司	1963年3月24日生	1983年8月 2002年10月 2005年4月 2007年7月 2010年1月 2014年4月 2016年6月 2017年6月 2018年4月 2020年6月 2021年4月 2021年6月 2022年4月 2023年4月 2024年10月 2024年10月 2025年4月	アイフル株式会社 入社 アイフル株式会社 財務部長 アイフル株式会社 近畿営業部長 アイフル株式会社 営業企画推進部長 アイフル株式会社 法人管理部長 アイフル株式会社 執行役員 アイフル株式会社 取締役執行役員 すみしんライフカード株式会社 代表取締役社長 ライフギャランティアー株式会社(現 AGペイメン トサービス株式会社) 代表取締役社長 AGミライバライ株式会社 代表取締役会長 アイフル株式会社 取締役執行役員法人営業推進部 兼東日本営業部兼西日本営業部統括 アイフル株式会社 取締役専務執行役員法人営業推 進部兼東日本営業部兼西日本営業部統括 アイフル株式会社 取締役専務執行役員保証事業本 部長兼法人営業推進部兼東日本営業部兼西日本営業 部統括 ライフカード株式会社 代表取締役社長執行役員 (現任) アイフル株式会社 取締役専務執行役員保証事業本 部長兼法人営業本部長 ビットキャッシュ株式会社 代表取締役会長(現 任) アイフル株式会社 代表取締役副社長執行役員 保 証事業本部長兼 法人営業本部長(現任)	(注) 3	110
取締役副会長 執行役員	佐藤 正之	1957年9月9日生	1982年8月 1996年2月 1999年4月 1999年6月 2004年10月 2005年4月 2008年6月 2010年4月 2010年6月 2011年7月 2013年4月 2014年6月 2015年1月 2016年4月 2016年6月 2018年4月 2022年4月 2023年4月 2024年3月 2025年4月	アイフル株式会社 入社 アイフル株式会社 経営企画部長 アイフル株式会社 営業本部副本部長兼推進部長 アイフル株式会社 取締役営業本部副本部長兼推進 部長 すみしんライフカード株式会社 代表取締役専務 アイフル株式会社 取締役マーケティング部担当 アイフル株式会社 取締役常務執行役員事業開発部 担当 アイフル株式会社 取締役常務執行役員経営企画本 部長兼人事部担当 貸貸あんしん保証株式会社(現 あんしん保証株 式会社) 取締役 アイフル株式会社 取締役専務執行役員経営企画本 部長兼人事部担当 ビジネススト株式会社(現 AGビジネスサポート 株式会社) 代表取締役社長 アイフル株式会社 代表取締役専務執行役員経営企 画本部長兼人事部担当 AIRA & AIFUL Public Company Limited 署名権の ある取締役 アイフル株式会社 代表取締役専務執行役員経営企 画本部長兼人事部管掌 アイフル株式会社 代表取締役専務執行役員経営企 画本部長兼人事部統括 アイフル株式会社 代表取締役専務執行役員経営企 画本部長 アイフル株式会社 代表取締役専務執行役員営業本 部長兼管理本部長兼与信ガバナンス部兼海外事業 部兼バンコク駐在員事務所兼上海駐在員事務所兼 ジャカルタ駐在員事務所統括 アイフル株式会社 代表取締役専務執行役員営業本 部長兼管理本部長兼データアナリティクス部兼海 外事業部兼バンコク駐在員事務所兼上海駐在員事 務所兼ジャカルタ駐在員事務所統括 アイフル株式会社 代表取締役専務執行役員営業本 部長兼管理本部長兼データアナリティクス部統括 アイフル株式会社 取締役副会長 執行役員 営業本 部長 兼 管理本部長兼グループデータアナリティ クス1部統括(現任)	(注) 3	208

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 副社長執行役員	神代 顕彰	1960年9月7日生	<p>1983年4月 住友信託銀行株式会社 入社</p> <p>2005年1月 同社本店支配人</p> <p>2005年4月 松下リース・クレジット株式会社出向（取締役企画部長）</p> <p>2005年5月 住信・松下ファイナンシャルサービス株式会社出向（取締役企画部長）</p> <p>2008年5月 住友信託銀行株式会社東京営業第三部長</p> <p>2011年4月 同社執行役員審査第一部長</p> <p>2012年4月 三井住友信託銀行執行役員審査第一部長</p> <p>2013年4月 同社常務執行役員</p> <p>2017年4月 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社取締役副社長</p> <p>2018年4月 同社取締役社長</p> <p>2020年4月 アイフル株式会社 営業本部・管理本部・保証事業本部・与信ガバナンス部・リスク統括部付顧問</p> <p>2020年6月 アイフル株式会社 取締役専務執行役員コンプライアンス委員会委員長兼営業本部長兼管理本部長兼保証事業本部長兼与信ガバナンス部兼リスク統括部統括</p> <p>2022年4月 アイフル株式会社 取締役専務執行役員コンプライアンス委員会委員長兼経営企画本部長兼経営計画部兼人事部兼法務部兼リスク統括部統括</p> <p>2023年4月 アイフル株式会社 取締役専務執行役員コンプライアンス委員会委員長兼経営企画本部長兼人事部兼法務部兼リスク統括部兼審査部統括</p> <p>2024年4月 アイフル株式会社 取締役専務執行役員コンプライアンス委員会委員長兼経営企画本部長兼人事部兼グループコミュニケーション部兼法務部兼リスク統括部兼審査部統括</p> <p>2025年4月 アイフル株式会社 取締役副社長執行役員 コンプライアンス委員会委員長兼経営企画本部長 兼 グループ人事部兼グループコミュニケーション部兼法務部兼リスク統括部兼審査部統括（現任）</p>	(注) 3	59
取締役	北澤 綾子	1973年10月11日生	<p>1997年4月 リーマン・ブラザーズ証券会社 入社</p> <p>2000年3月 メリルリンチ日本証券株式会社（現BofA証券株式会社）入社</p> <p>2012年2月 株式会社シンプレックス・アドバイザーズ入社 マネジングディレクター（現在）</p> <p>2025年6月 アイフル株式会社 取締役（現任）</p>	(注) 3	3

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 (常勤監査等委員)	志村 仁	1961年4月5日生	1984年4月 1989年7月 1992年5月 2006年6月 2008年7月 2009年7月 2010年7月 2012年7月 2013年4月 2015年7月 2016年7月 2018年7月 2019年12月 2021年6月	大蔵省入省 福岡国税局行橋税務署長 在インドネシア日本国大使館書記官 在ニューヨーク日本国総領事館領事 金融庁総務企画局市場業務参事官 金融庁公認会計士・監査審査会事務局総務試験室長 内閣官房内閣参事官 関東財務局金融安定監理官 地方公共団体金融機構理事 広島国税局長 独立行政法人都市再生機構理事 北海道財務局長 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社顧問 アイフル株式会社 取締役 (監査等委員) (現任) ライフカード株式会社 監査役 (現任)	(注) 4	4
取締役 (常勤監査等委員)	堤 貴也	1967年1月19日生	1989年11月 2010年10月 2015年4月 2019年4月 2021年10月 2025年4月 2025年6月	アイフル株式会社 入社 アイフル株式会社コンタクトセンター部長 ライフカード株式会社 カスタマーセンター 部長 アイフル株式会社 事務センター部長兼株式会社ライフストックセンター代表取締役社長 アイフル株式会社 西日本営業部 部長 アイフル株式会社 監査等委員会室 室長 アイフル株式会社 取締役 (監査等委員) (現任) ライフカード株式会社 監査役 (現任)	(注) 4	2
取締役 (監査等委員)	鈴木 治一	1968年1月15日生	1997年4月 1999年9月 2008年1月 2010年6月 2015年6月 2017年6月 2022年4月	植松繁一法律事務所 (現 植松・鈴木法律事務所) 入所 立命館大学大学院法学研究科講師 植松・鈴木法律事務所 所長弁護士 (現任) 京都機械工具株式会社 社外監査役 アイフル株式会社取締役 (監査等委員) (現任) 京都機械工具株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 京都弁護士会会長	(注) 4	0
取締役 (監査等委員)	前田 真一郎	1969年5月19日生	1992年4月 1998年4月 2000年6月 2004年1月 2005年4月 2007年4月 2015年4月 2017年10月 2022年6月 2025年3月	野村総合研究所入所 野村証券金融研究所 研究員・アナリスト Nomura Securities International (米国野村証券) アナリスト 野村証券金融 (経済) 研究所 主任研究員・シニアアナリスト 名城大学 経営学部 国際経営学科 助教授 名城大学 経営学部 国際経営学科 准教授 名城大学 経営学部 国際経営学科 教授 九州大学 経済学研究院 准教授 アイフル株式会社 取締役 (監査等委員) (現任) 九州大学 経済学研究院 教授 (現任)	(注) 4	0
計						65,895

(注) 1 取締役北澤綾子は、社外取締役であります。

2 監査等委員である取締役志村仁、鈴木治一、前田真一郎は、社外取締役であります。

3 監査等委員以外の取締役の任期は、2026年4月1日から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4 監査等委員である取締役の任期は、2026年4月1日から2028年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5 代表取締役社長社長執行役員福田光秀は、代表取締役会長福田吉孝の実子であります。

6 所有株式数は、2025年9月30日現在におけるアイフル株式の所有状況に基づき記載しております。

②社外役員の状況

当社の監査等委員以外の社外取締役は1名、当社の監査等委員の取締役は3名となる予定であります。

北澤綾子氏は多数の証券会社、及び2012年から現在に至るまで株式会社シンプレックス・アドバイザーズにてM&A

関連の業務に従事し豊富な経験と知見を有しております。これまで取締役として会社経営に関与したことはございませんが、M&Aにより事業の多角化を進めている当社において、その経験と知見を活かし適切な助言を行い、当社の成長と企業価値の向上に寄与できると判断したことから持株会社の社外取締役候補者として選任予定であります。

志村仁氏は、これまで社外取締役として会社経営に関与し、重要な会議や委員会に出席し、職務執行の監査などの役割を適切に果たしております。また、財務省や金融庁など多様な分野において長年の経験を通して培った財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、公正中立な立場からの助言や意見が期待されることから、持株会社の監査等委員である社外取締役候補者として選任予定であります。

鈴木治一氏は、これまで社外取締役として会社経営に関与し、重要な会議や委員会に出席し、職務執行の監査などの役割を適切に果たしております。また、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正中立な立場からの助言や意見が期待されることから、持株会社の監査等委員である社外取締役候補者として選任予定であります。

前田真一郎氏は、これまで社外取締役として会社経営に関与し、重要な会議や委員会に出席し、職務執行の監査などの役割を適切に果たしております。また、大学教員として、日本及び米国の金融ビジネス研究の豊富な学識経験と実績があり、金融分野における専門的かつグローバルな視点での幅広い知見を有しており、公正中立な立場からの助言や意見が期待されることから、持株会社の監査等委員である社外取締役候補者として選任予定であります。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準として、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を適用する予定です。

各候補者と当社の間には、特別な利害関係が生じる予定はありません。

監査等委員である取締役候補者の志村仁氏、鈴木治一氏、前田真一郎氏は、社外取締役候補者であります。なお、志村仁氏、鈴木治一氏、前田真一郎氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員監査の状況

当社は、新設会社であるため、現在未定です。なお、当社は、いわゆるテクニカル上場により2026年4月1日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本株式移転により当社の完全子会社となるアイフルと同水準の監査等委員会監査の実施体制を構築させていく予定です。

なお、当社の完全子会社となるアイフルの監査等委員会監査の状況については、以下のとおりであります。

当事業年度におけるアイフルの監査等委員会は、下記4名で構成しており、個々の出席状況は下表のとおりであります。

氏名	区分	形態	出席状況
志村 仁	社外	常勤	全14回すべてに出席
大川 馨一郎	社内	常勤	全14回すべてに出席
鈴木 治一	社外	非常勤	全14回すべてに出席
前田 真一郎	社外	非常勤	全14回すべてに出席

監査等委員は、同委員会で決議した監査方針、計画に則り、主に下記(a)～(f)の活動を通じて、内部統制システムの整備等を含む取締役の職務執行の監査を行っております。そのほか、常勤監査等委員においては下記(g)～(i)の活動等も行っております。

- (a) 取締役会や経営会議、コンプライアンス委員会等の重要会議への出席
- (b) 取締役の指名・報酬に対する妥当性及び意見陳述権行使有無の検討
- (c) 会計監査人の報酬同意、再任可否に対する妥当性の検討
- (d) 執行部門による内部統制システム評価結果に対する妥当性の検討

- (e) 代表取締役社長との定期的な意見交換
- (f) 内部監査部門及び内部管理部門からの定期的な報告聴取
- (g) 内部監査部門による各部門や子会社等への監査講評会出席
- (h) 子会社社長や役員との面談
- (i) 重要書類の閲覧

なお、会計監査人とは年5回、うち2回は内部監査部門も同席の会合を定期開催しており、監査計画や監査実施状況及び財務報告に係る内部統制の監査を含む監査結果等について報告を受け、別途必要に応じて適宜情報交換、意見交換等を行っております。

特に、「監査上の主要な検討事項（KAM:Key Audit Matters）」については、会計監査人から提示を受けた内容が適切であるかを判断するとともに、記載内容及び関連する開示情報の適切性・整合性等を確認しました。

また、成長著しい関連会社の会計処理について、会計監査人と監査等委員会の双方向からの積極的に情報を共有し、意見交換を行っております。

当社は、当社及び当社グループの監視機能強化のために、監査等委員会の職務を補助すべき専属の部署として、監査等委員会室を設置する予定としております。

② 内部監査の状況

当社は、新設会社であるため、現在未定です。なお、当社は、いわゆるテクニカル上場により2026年4月1日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本株式移転により当社の完全子会社となるアイフルと同水準の内部監査の実施体制を構築させていく予定です。

なお、当社の完全子会社となるアイフルの内部監査の状況については、グループ会社を含めた業務プロセスの適正性監査を目的として内部監査部を設置しており、同社及びグループ会社の各拠点等に定期的な内部監査等を実施することにより、業務の適正性確保・リスク把握に努めております。これら内部監査の結果については、同社の取締役会、監査等委員会及び当社のグループ内部統制機能を所管するリスク統括部へ報告するとともに、被監査部署に対し直接課題提起、改善提案を行うことで、内部統制システムの向上に努めております。また、監査等委員会との会合を原則四半期毎に実施し、内部監査計画や内部監査実施状況及び内部監査結果等について報告を受け、定例会議以外でも、課題やリスク及び改善等の状況について綿密な連携を図り、管理体制と現場への浸透度の状況把握に努めることとしております。また、原則半期毎に会計監査人、内部監査部、監査等委員会の三者間で監査情報の共有及び意見交換を行う場を設け、監査体制の強化に努めております。

③ 会計監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、監査は有限責任監査法人トーマツに委嘱する予定です。

④ 監査報酬の内容等

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は新設会社であるため、役員の報酬等の支給実績はありません。また、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、当社の完全子会社となるアイフルの役員の報酬等の額又はその算定

方法の決定に関する方針と同等の方針を定める予定であります。

なお、取締役の報酬額は、株主総会の決議で定めるものとする予定であります。なお、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬等の額及び報酬等の内容は次のとおりといたします。

- a 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の総額は、年額500百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）とします。
- b 監査等委員である取締役の報酬額の総額は、年額80百万円以内とします。

② 上場申請会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

③ 上場申請会社の役員ごとの連結報酬等の総額等
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるアイフルの2025年3月31日現在の株式の保有状況については、次のとおりであります。

① 投資株式の区分の基準及び考え方

アイフルは、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式と純投資目的である投資株式の区分について、取引先との安定的・中長期的な取引関係の維持・強化の観点からアイフルの中長期的な発展に資すると判断されるために保有する株式を、純投資目的以外の目的である投資株式としております。またアイフルは、純投資目的以外の目的である投資株式を除く投資株式については、保有しないことを原則としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

上場会社株式を保有する場合には、毎年取締役会で、個別の保有株式についての保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、取引先との関係の維持・強化の観点から検証を行い、保有の妥当性があることを確認しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	3	377
非上場株式以外の株式	3	1,001

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
PT Bank J Trust Indonesia, Tbk	169,233,373	—	アイフルの非連結子会社であるPT REKSA Financeと金融取引を行っており、安定的な資金調達を目的として2025年2月から保有しております。	無
	261	—		
AIRA Capital Public Company Limited	112,000,000	112,000,000	アイフルとタイ王国の現地法人であるAIRA Capital Public Company Limitedは、2014年12月にAIRA & AIFUL Public Company Limited（現 連結子会社）を合弁会社として設立し、2015年10月より「A Money」ブランドで消費者金融業を開始したことから、中長期的な戦略的パートナーシップ関係の構築並びに一定の発言権保持を目的として保有しております。	無
	739	903		
アコム株式会社	100	100	株主への情報開示、株主総会運営に関する情報収集のため保有しております。	無
	0	0		

(注) 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、毎年取締役会で、個別の保有株式について、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか、当社事業への種々の影響や戦略的な重要性等の定性的な評価を勘案し、総合的に検証を行っております。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるアイフルの経理の状況については、同社の有価証券報告書(2025年6月19日提出)及び半期報告書(2025年11月12日提出)をご参照ください。

第6 【上場申請会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりとなる予定であります。

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
株式の種類	普通株式
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	_____
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める額
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行う。 ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していません。

第7 【上場申請会社の参考情報】

1 【上場申請会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当社は、株式移転計画に係る取締役会決議日から本報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 【有価証券届出書（組織再編成・上場）及びその添付書類】

2025年5月30日近畿財務局長に提出

(2) 【訂正届出書（上記有価証券届出書（組織再編成・上場）の訂正届出書及びその添付書類）】

2025年6月26日近畿財務局長に提出

(3) 【訂正届出書（上記有価証券届出書（組織再編成・上場）の訂正届出書及びその添付書類）】

2025年11月14日近畿財務局長に提出

なお、当社の完全子会社となる予定のアイフルが、最近事業年度の開始日から本報告書提出日までの間において提出した有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、臨時報告書並びに訂正報告書は以下のとおりであります。

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第47期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月19日関東財務局長に提出。

② 【半期報告書】

事業年度 第49期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)2025年11月12日関東財務(支)局長に提出。

③ 【臨時報告書】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書 2025年5月19日に関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書 2025年6月24日関東財務局長に提出。

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

アイフル株式会社 京都本社

(京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1)

アイフル株式会社 東京支社

(東京都中央区銀座一丁目6番2号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第三部【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

該当事項はありません。